

提出方法①**電子申告申請システムによる提出**

作成した電子申告申請データ（XMLファイル）・添付書類データ（PDFファイル）を送信します。送信方法については、操作マニュアルP.123～141をご覧ください。申告申請書等送信後、電子申告申請システム上のエラーの有無等（審査結果）をメールにて送信しますので、必ず受信確認をしてください。

エラーがある場合は、該当箇所が記載されていますので、修正後、再送信してください。

審査結果メールが届かない場合は、申告申請書が提出されていない可能性があります。各都道府県申告申請窓口にお問い合わせください。申告申請期限までに申告申請できなかった場合は、調整金等の支給対象となりませんのでご注意ください。

- ※ 受理日は、審査結果メールに記載されます。
- ※ 電子申告申請システム上のエラーとは別に、申告申請等の内容について、各都道府県申告申請窓口より確認をする場合があります。
- ※ 初期パスワードについては、ログイン後に変更が必要です。また、変更後のパスワードは、次回以降のログイン時に使用しますので、忘れないようにしてください。なお、パスワードを忘れた場合は、操作マニュアルP.150～156をご覧ください。

- ※ 電子申告申請システムの申告申請書等送信可能時間
令和7年4月1日のみ 10:00～23:00
令和7年4月2日～令和8年3月31日 5:00～23:00（土・日・祝日を含む。）
- ※ 申告申請期限直前は、システムが混み合うことが予想されます。早めの申告申請をお願いします。
- ※ 上記送信可能時間のなかでメンテナンスによりシステムの利用を一時停止することがあります。
システム停止時間については電子申告申請システムトップページをご確認ください。

提出方法②**送付又は持参による提出**

電子申告申請システムにより作成したデータはPDF（【機構提出用】申告申請書（QRコード））を1部印刷（A4片面）して、本社又は障害者雇用状況報告書（6.1報告）を提出したハローワークが所在する各都道府県申告申請窓口宛て郵便により送付又は持参により提出してください。保管用にコピーを取った場合は、印刷した原本（QRコード）の方を提出してください。コピーの場合、正しく読み取ることができない可能性があり、その場合再提出を行っていただく必要があります。

添付書類の提出が必要な場合は、併せて提出してください。

※ 事業主控えは手元に保管してください。

※ 郵便事故防止のため、郵便により提出する場合は必ず簡易書留などの配達記録が残る信書便をご利用ください。

※ 受理日（受理印）の確認を希望される場合は、様式「受理日確認印を希望する事業主の皆様へ」（P84）を併せて提出してください。様式は当機構ホームページ（障害者の雇用支援）障害者雇用納付金申告申請書類の様式、各種届出用紙のダウンロード）からダウンロードできます。

（2）Excel様式（マクロ機能なし）又はPDF様式

電子申告申請システムを利用できない場合は、当機構ホームページ（障害者の雇用支援）障害者雇用納付金申告申請書類の様式、各種届出用紙のダウンロード）より様式をダウンロードのうえ作成し、本社又は障害者雇用状況報告書（6.1報告）を提出したハローワークが所在する各都道府県申告申請窓口に提出してください。

令和7年度申告申請書は法改正に伴い、書式を変更しております。過年度のものは使用できませんので、お間違いのないようご注意ください。

（3）申告申請書等の作成に当たっての留意事項**イ 法定雇用障害者数の算定方法**

「法定雇用障害者数」の計算方法は、次のようになります。

$$\text{法定雇用障害者数} = \text{「常用雇用労働者の総数」} \times \text{法定雇用率 (2.5\%)}$$

※ 短時間以外の常用雇用労働者数（1人を1カウント）+短時間労働者（1人を0.5カウント）

なお、除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主は、以下の計算方法となります。

$$\text{法定雇用障害者数} = \text{「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数 (常用雇用労働者の総数 - 除外率相当常用雇用労働者数)」} \times \text{法定雇用率 (2.5\%)}$$

※ 除外率相当常用雇用労働者数については、後述の口をご参照ください。

※ 調整金の支給申請に係る法定雇用障害者数の計算は、除外率が適用されない「常用雇用労働者の総数」が基礎となります。（納付金の申告に係る法定雇用障害者数の計算は、除外率が適用される「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が基礎となります。）。

□ 除外率の適用

(法附則第3条第2項、施行規則附則第1条の3及び別表第4)

除外率は、一律に法定雇用率を適用し雇用義務を定めることになじまない職種について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度です。

なお、平成14年の法改正により、廃止に向けて段階的に縮小することとされています。

① 除外率の適用の判定は、ハローワークが行っています。

除外率の適用についての詳細は、事業主の主たる事務所（本社）を管轄するハローワークにお問い合わせください。

② 除外率は、事業所ごとに適用され、「除外率設定業種」は、原則として日本標準産業分類により分類された業種区分（事業所単位）によります。

③ 納付金の申告に適用される除外率と事業所の区分については、令和6年度に管轄のハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」（6.1報告）をご参照の上、同様に報告書（I）を記入してください。

なお、除外率が適用されていない事業所については、複数の事業所をまとめて記入しても差し支えありません。

ただし、算定特例の対象となる特例子会社、関係子会社等は除外率の適用がなくてもまとめず、個別に作成する必要があります（詳細はP56参照）。また、就労継続支援A型事業所についても同様に個別に作成してください。

また、除外率が不明の場合（「障害者雇用状況報告書」（6.1報告）を未提出の場合も含む。）は、管轄のハローワークにお問い合わせください。

④ 調整金や報奨金の支給申請に当たっては、除外率は適用されません。

〔例〕法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数

除外率が適用される事業所を有する企業における法定雇用障害者数の算定方法は、次の例のとおりです。

[A～Dの4事業所を有する企業の1か月の例です。]

| 事業所名 | ① 常用雇用労働者の総数 | ② 除外率設定業種 | ③ 除外率 | ④※ 除外率相当常用雇用労働者数 ①×③ | ⑤ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数 ①-④ |
|----------|--------------|-----------|-------|-------------------------|---------------------------------|
| A事業所（本社） | 830人 | — | — | 0人 | 830人 |
| B事業所（工場） | 585.5人 | 非鉄金属製造業 | 5% | 29人 | 556.5人 |
| C事業所（工場） | 339人 | 鉄鋼業 | 20% | 67人 | 272人 |
| D事業所（工場） | 250人 | 鉄鋼業 | 20% | 50人 | 200人 |
| 計 | 2,004.5人 | | | 146人 | 1,858.5人 |

※ ④欄の計算において1人未満の端数は切り捨てます。

この企業のこの月における

「常用雇用労働者数」は、2,004.5人です。

「除外率相当常用雇用労働者数」は、146人です。

「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」は、「1,858.5人」です。

よって、納付金の申告の場合、「法定雇用障害者数」は、

$$1,858.5 \text{人} \times 2.5\% = 46.4625 \text{人} \rightarrow 46 \text{人}$$

なお、調整金の支給申請の場合は、除外率が適用されないので、「法定雇用障害者数」は、

$$2,004.5 \text{人} \times 2.5\% = 50.1125 \text{人} \rightarrow 50 \text{人}$$

※ 除外率の産業分類番号、設定業種及び除外率

除外率設定業種及びその除外率は、下表のとおりです。ハローワークにおいて判定された業種の事業主（事業所単位）については、報告書（I）に、主たる「事業の種類」、「除外率の産業分類番号」及び「除外率」を記入してください。

| 除外率の 産業分類番号 | 除外率設定業種 | 除外率 % |
|----------------|------------------------------------|----------|
| 02 | 林業（狩猟業を除く。） | 35 |
| 051 | 金属鉱業 | 40 |
| 052 | 石炭・亜炭鉱業 | 50 |
| 054 | 採石業、砂・砂利・玉石採取業 | 10 |
| 055 | 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） | 10 |
| 059 | その他の鉱業 | 10 |
| D | 建設業 | 20 |
| 22 | 鉄鋼業 | 20 |
| 23 | 非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊・精製業（231）を除く。） | 5 |
| 231 | 非鉄金属第一次製鍊・精製業 | 15 |
| 313 | 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 | 5 |
| 42 | 鉄道業 | 30 |
| 43 | 道路旅客運送業 | 55 |
| 44 | 道路貨物運送業 | 20 |
| 45 | 水運業 | 10 |
| 46 | 航空運輸業 | 5 |
| 47 | 倉庫業 | 5 |
| 481 | 港湾運送業 | 25 |
| 482 | 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。） | 15 |
| 49 | 郵便業（信書便事業を含む。） | 20 |
| 811 | 幼稚園 | 60 |
| 812 | 小学校 | 55 |
| 815 | 特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。） | 45 |
| 816 | 高等教育機関（高等学校は含まない。） | 30 |
| 819 | 幼保連携型認定こども園 | 60 |
| 83 | 医療業 | 30 |
| 853 | 児童福祉事業 | 40 |
| 8542 | 介護老人保健施設 | 30 |
| 8543 | 介護医療院 | 30 |
| 923 | 警備業 | 25 |
| ▽ | 船員等による船舶運航等の事業 | 80 |
| S | 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。） | 5 |

(注) ▽及びSは、障害者雇用納付金制度上、便宜的に付けた記号です。

《令和7年度申告申請用》
(対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

○法定雇用障害者数早見表 (法定雇用率 : 2.5%)

(単位 : 人)

| 常用雇用労働者の総数 | 法定雇用 障害者数 | 常用雇用労働者の総数 | 法定雇用 障害者数 | 常用雇用労働者の総数 | 法定雇用 障害者数 |
|-------------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
| | | 1,600.0 ~ 1,639.5 | 40 | 3,200.0 ~ 3,239.5 | 80 |
| 40.0 ~ 79.5 | 1 | 1,640.0 ~ 1,679.5 | 41 | 3,240.0 ~ 3,279.5 | 81 |
| 80.0 ~ 119.5 | 2 | 1,680.0 ~ 1,719.5 | 42 | 3,280.0 ~ 3,319.5 | 82 |
| 120.0 ~ 159.5 | 3 | 1,720.0 ~ 1,759.5 | 43 | 3,320.0 ~ 3,359.5 | 83 |
| 160.0 ~ 199.5 | 4 | 1,760.0 ~ 1,799.5 | 44 | 3,360.0 ~ 3,399.5 | 84 |
| 200.0 ~ 239.5 | 5 | 1,800.0 ~ 1,839.5 | 45 | 3,400.0 ~ 3,439.5 | 85 |
| 240.0 ~ 279.5 | 6 | 1,840.0 ~ 1,879.5 | 46 | 3,440.0 ~ 3,479.5 | 86 |
| 280.0 ~ 319.5 | 7 | 1,880.0 ~ 1,919.5 | 47 | 3,480.0 ~ 3,519.5 | 87 |
| 320.0 ~ 359.5 | 8 | 1,920.0 ~ 1,959.5 | 48 | 3,520.0 ~ 3,559.5 | 88 |
| 360.0 ~ 399.5 | 9 | 1,960.0 ~ 1,999.5 | 49 | 3,560.0 ~ 3,599.5 | 89 |
| 400.0 ~ 439.5 | 10 | 2,000.0 ~ 2,039.5 | 50 | 3,600.0 ~ 3,639.5 | 90 |
| 440.0 ~ 479.5 | 11 | 2,040.0 ~ 2,079.5 | 51 | 3,640.0 ~ 3,679.5 | 91 |
| 480.0 ~ 519.5 | 12 | 2,080.0 ~ 2,119.5 | 52 | 3,680.0 ~ 3,719.5 | 92 |
| 520.0 ~ 559.5 | 13 | 2,120.0 ~ 2,159.5 | 53 | 3,720.0 ~ 3,759.5 | 93 |
| 560.0 ~ 599.5 | 14 | 2,160.0 ~ 2,199.5 | 54 | 3,760.0 ~ 3,799.5 | 94 |
| 600.0 ~ 639.5 | 15 | 2,200.0 ~ 2,239.5 | 55 | 3,800.0 ~ 3,839.5 | 95 |
| 640.0 ~ 679.5 | 16 | 2,240.0 ~ 2,279.5 | 56 | 3,840.0 ~ 3,879.5 | 96 |
| 680.0 ~ 719.5 | 17 | 2,280.0 ~ 2,319.5 | 57 | 3,880.0 ~ 3,919.5 | 97 |
| 720.0 ~ 759.5 | 18 | 2,320.0 ~ 2,359.5 | 58 | 3,920.0 ~ 3,959.5 | 98 |
| 760.0 ~ 799.5 | 19 | 2,360.0 ~ 2,399.5 | 59 | 3,960.0 ~ 3,999.5 | 99 |
| 800.0 ~ 839.5 | 20 | 2,400.0 ~ 2,439.5 | 60 | 4,000.0 ~ 4,039.5 | 100 |
| 840.0 ~ 879.5 | 21 | 2,440.0 ~ 2,479.5 | 61 | 4,040.0 ~ 4,079.5 | 101 |
| 880.0 ~ 919.5 | 22 | 2,480.0 ~ 2,519.5 | 62 | 4,080.0 ~ 4,119.5 | 102 |
| 920.0 ~ 959.5 | 23 | 2,520.0 ~ 2,559.5 | 63 | 4,120.0 ~ 4,159.5 | 103 |
| 960.0 ~ 999.5 | 24 | 2,560.0 ~ 2,599.5 | 64 | 4,160.0 ~ 4,199.5 | 104 |
| 1,000.0 ~ 1,039.5 | 25 | 2,600.0 ~ 2,639.5 | 65 | 4,200.0 ~ 4,239.5 | 105 |
| 1,040.0 ~ 1,079.5 | 26 | 2,640.0 ~ 2,679.5 | 66 | 4,240.0 ~ 4,279.5 | 106 |
| 1,080.0 ~ 1,119.5 | 27 | 2,680.0 ~ 2,719.5 | 67 | 4,280.0 ~ 4,319.5 | 107 |
| 1,120.0 ~ 1,159.5 | 28 | 2,720.0 ~ 2,759.5 | 68 | 4,320.0 ~ 4,359.5 | 108 |
| 1,160.0 ~ 1,199.5 | 29 | 2,760.0 ~ 2,799.5 | 69 | 4,360.0 ~ 4,399.5 | 109 |
| 1,200.0 ~ 1,239.5 | 30 | 2,800.0 ~ 2,839.5 | 70 | 4,400.0 ~ 4,439.5 | 110 |
| 1,240.0 ~ 1,279.5 | 31 | 2,840.0 ~ 2,879.5 | 71 | 4,440.0 ~ 4,479.5 | 111 |
| 1,280.0 ~ 1,319.5 | 32 | 2,880.0 ~ 2,919.5 | 72 | 4,480.0 ~ 4,519.5 | 112 |
| 1,320.0 ~ 1,359.5 | 33 | 2,920.0 ~ 2,959.5 | 73 | 4,520.0 ~ 4,559.5 | 113 |
| 1,360.0 ~ 1,399.5 | 34 | 2,960.0 ~ 2,999.5 | 74 | 4,560.0 ~ 4,599.5 | 114 |
| 1,400.0 ~ 1,439.5 | 35 | 3,000.0 ~ 3,039.5 | 75 | 4,600.0 ~ 4,639.5 | 115 |
| 1,440.0 ~ 1,479.5 | 36 | 3,040.0 ~ 3,079.5 | 76 | 4,640.0 ~ 4,679.5 | 116 |
| 1,480.0 ~ 1,519.5 | 37 | 3,080.0 ~ 3,119.5 | 77 | 4,680.0 ~ 4,719.5 | 117 |
| 1,520.0 ~ 1,559.5 | 38 | 3,120.0 ~ 3,159.5 | 78 | 4,720.0 ~ 4,759.5 | 118 |
| 1,560.0 ~ 1,599.5 | 39 | 3,160.0 ~ 3,199.5 | 79 | 4,760.0 ~ 4,799.5 | 119 |

ハ 特例子会社等（障害者雇用率算定の特例）

法においては、法定雇用率以上の障害者を雇用することは個々の事業主（法人又は個人事業主）ごとに義務付けられており、納付金等の申告申請についても同様に、個々の事業主ごとに行なうことが原則です。一方、一定の要件を満たす旨の認定を公共職業安定所長より受けた場合には、複数の事業主で実雇用率を算定できる特例の制度（次の①～④）が設けられています。

この特例を受けている事業主については、納付金等の申告申請は、親会社等が特例子会社等分を含めて行うこととなります。

① 子会社特例（特例子会社）（法第44条）

障害者の雇用の促進及び安全を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社（特例子会社）を設立し、一定の条件を満たす場合には、特例的にその特例子会社が雇用する労働者を親事業主が雇用する労働者と、特例子会社の事業所を親事業所の事業所とみなして、制度の適用上、同一の事業主とみなすこととされています。

② 関係会社特例（法第45条）

特例子会社を持つ親会社が特例子会社以外の他の子会社も含めて障害者の雇用を進める場合に、一定の要件を満たす場合には、特例的に特例子会社及びその他の子会社の雇用する労働者を親事業主の雇用する労働者とみなして、制度の適用上、同一の事業主とみなすこととされています。

③ 関係子会社特例（企業グループ算定特例）（法第45条の2）

特例子会社がなくても、親会社の責任の下で、企業グループ全体で障害者の雇用を進める場合に、一定の要件を満たす場合には、特例的に当該子会社の雇用する労働者を親事業主の雇用する労働者とみなして、制度の適用上、同一の事業主とみなすこととされています。

④ 特定事業主特例（事業協同組合等算定特例）（法第45条の3）

個々の企業では障害者雇用のノウハウ・仕事の確保等が不十分な場合等において、複数の企業が事業協同組合等（事業協同組合、水産加工業協同組合、有限責任事業組合（LLP）、商工組合、商店街振興組合）を活用して共同して障害者の雇用を進めることとし、一定の要件を満たす場合には、特例的に組合員である事業主（特定事業主）が雇用する労働者を事業協同組合等の雇用する労働者とみなして、制度の適用上、同一の事業主とみなすこととされています。

※ 障害者雇用納付金制度に係る適用時期等

○ 適用時期

上記①～④に係る特例認定を受けた場合は、当該特例認定の申請をした年度の4月1日から適用されます。したがって令和7年3月31までに特例認定の申請をした場合は令和7年度の申告申請に算定特例が適用されることとなります。

特例認定の申請を行った事業主（当該申請を検討中の事業主を含む。）及び取消しを行った事業主は、各都道府県申告申請窓口まで速やかにご連絡いただき、申告申請の手続きについてご確認ください。

また、算定特例の関係に変更が生じた場合（新たに算定特例の認定を受けたり、認定が取り消された場合など）には、特例に係る認定通知書や認定取消通知書などの写しの提出をお願いします。

○ 申告申請単位

親会社において、特例子会社等を「**それぞれ**」事業所として申告申請してください。

したがって、報告書（I）及び報告書（II）についても「**それぞれ**」事業所として作成してください。

さらに、算定特例の対象となる特例子会社等に除外率の適用がある事業所が含まれていれば、適用される除外率が同率であっても、まとめずにそれぞれの事業所ごとにご記入ください。

なお、除外率が適用されていない事業所については、複数の事業所をまとめて記入しても差し支えありません。

※ 算定特例の認定・取消し要件等については、管轄のハローワークにお問い合わせください。

二 年度の中途中に事業を開始・廃止した場合等の取扱い

「事業を開始した」とは、新たに事業を開始した場合及び合併等により新たに法人を設立した場合をいい、この場合、開始日は、法人登記を申請した日をいいます。

「事業を廃止した」とは、事業を廃止した場合及び合併又は相続により事業を廃止した場合をいい、廃止日は、常用雇用労働者の数が0人となった日（その後常用雇用労働者を雇い入れることが具体的に決まっていない場合も障害者雇用納付金制度上、事業を廃止したことになります。）、公共職業安定所に提出した労働保険関係消滅申請の認可があった日、雇用保険適用事業所廃止届に記載する廃止年月日のいずれか早い日をいいます（登記上の廃止日ではありません。）。

なお、4月1日に事業を開始したとき及び3月31日に事業を廃止したときは、年度の中途中の事業の開始・廃止に該当しません。

事業を廃止した場合、合併、分割（事業の全部を承継した場合のみ。）、相続、事業の全部の譲り受けがあった場合には、申告申請書の提出に当たっては、「吸収合併、相続、廃止等届」（P80～81）を添付してください。また、直近の申告申請書に記入した住所、名称及び代表者名等に変更があった場合には、「住所、名称等変更届」（P82）を併せて提出してください。

※ 事業の一部の承継又は一部の譲り受けの場合は、「吸収合併、相続、廃止等届」の提出は不要です。

① 令和6年度中に新たに事業を開始した場合（令和7年度申告申請）

新たに事業を開始した日の属する月の翌月以降分について、常用雇用労働者の総数に係る月数の基準が次頁の〔表1〕に該当する場合のみ、令和7年度申告申請を行うことになります。また、合併等により新たに設立された事業主についても同様の取扱いとなります。（⇒P59事例（1）、P61事例（6））

② 令和7年度中に事業を廃止した場合（令和8年度申告申請）

事業を廃止した日の属する月の前月までの分について、常用雇用労働者の総数に係る月数の基準が次頁の〔表2〕に該当する場合のみ、事業を廃止した日から45日以内に令和8年度申告申請（納付金の納付を含む。）を行うことになります。（⇒P59事例（2）、P61事例（7））

なお、支給金については45日の期限内に申請しなければ支給されませんので、期限を厳守してください。

③ 令和7年度中に法人である事業主が合併した場合（令和8年度申告申請）

複数の企業が合併（吸収合併した場合を含む。）した場合の合併法人（合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人）分の令和8年度申告申請については、合併法人である事業主が、令和7年度中に雇用していた常用雇用労働者の数に基づき令和8年度に行うことになります。

被合併法人（廃止した法人。吸収合併により消滅する事業主も廃止したものとします。）分の令和8年度申告申請（納付金の納付を含む。）は、合併の日（三廃止の日）から45日以内に受継事業主である合併法人が行うことになります。この場合は、被合併法人の法人番号で、次頁の〔表2〕の基準に基づいて申告申請を行ってください。（⇒P59事例（3）、P61事例（8））

なお、支給金については45日の期限内に申請しなければ支給されませんので、期限を厳守してください。

④ 令和7年度中に個人である事業主が事業の全部を相続した場合（令和8年度申告申請）

相続事業主分の令和8年度申告申請については、相続人である事業主が令和7年度中に雇用していた常用雇用労働者の数に基づき令和8年度に行うことになります。

被相続事業主分の令和8年度申告申請（納付金の納付を含む。）は、相続の日（三廃止の日）から45日以内に相続人である事業主が行うことになります。上記③の被合併法人分と同様の扱いになります。

（⇒P59事例（4）、P61事例（9））

なお、支給金については45日の期限内に申請しなければ支給されませんので、期限を厳守してください。

⑤ 令和7年度中に事業の全部を譲り渡した場合（令和8年度申告申請）

事業の全部を譲り渡したことにより事業を廃止した場合は、上記②により令和8年度申告申請を行うことになります。ただし、事業を廃止しない限り、通常の申告申請を令和8年度に行います。

（⇒P59事例（5）、P61事例（10））

なお、支給金については45日の期限内に申請しなければ支給されませんので、期限を厳守してください。

（注）令和6年度の実績について申告申請するものを令和7年度申告申請、令和7年度の実績について申告申請するものを令和8年度申告申請といいます。

※ ②～⑤の令和7年度の中途中廃止等については、法改正のため一部書式が変更となります。

なお、令和7年度中に事業を廃止等した場合の令和8年度申告申請については、電子申告申請システムにおいて申告申請データの作成が可能です。ただし、電子送信はできませんので期限内に申告申請できるよう、速やかに本社又は障害者雇用状況報告書（6.1報告）を提出したハローワークが所在する各都道府県申告申請窓口にご連絡のうえ、送付又は持参により提出してください。

※ 100人超事業主の場合

〔表1〕 年度の中途中に事業を開始した場合の納付金の申告又は調整金等の申請の基準

| 事業を開始した月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------------------------|--------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|----|-----|
| ① 申告申請の対象となる月 | 5月～3月 | 6月～3月 | 7月～3月 | 8月～3月 | 9月～3月 | 10月～3月 | 11月～3月 | 12月～3月 | 1月～3月 | 2月～3月 | 3月 | 対象外 |
| ② ①のうち、常用雇用労働者の総数が100人を超える月数の基準 | | 4か月以上 | | 3か月以上 | | 2か月以上 | | 1か月以上 | | 1か月 | | |
| 納付金申告納付期限、調整金等の申請期限 | 事業を開始した翌年度の4月1日から5月15日まで | | | | | | | | | | | |

※ 調整金等：調整金、特例調整金及び特例給付金をいいます。

〔表2〕 年度の中途中に事業を廃止した場合の納付金の申告又は調整金等の申請の基準

| 事業を廃止した月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| ① 申告申請の対象となる月 | 対象外 | 4月 | 4月～5月 | 4月～6月 | 4月～7月 | 4月～8月 | 4月～9月 | 4月～10月 | 4月～11月 | 4月～12月 | 4月～1月 | 4月～2月 |
| ② ①のうち、常用雇用労働者の総数が100人を超える月数の基準 | | 1か月以上 | | 2か月以上 | | | 3か月以上 | | | 4か月以上 | | |
| 納付金申告納付期限 | 事業を廃止した日から45日以内 | | | | | | | | | | | |
| 調整金等の申請期限 | 事業を廃止した日から45日以内 ※ 45日を過ぎると当該年度の支給金の支給申請はできません。 | | | | | | | | | | | |
| 調整金等の支給 | 申請を受理した日から3か月以内に支給します。 | | | | | | | | | | | |

※ 調整金等：調整金、特例調整金及び特例給付金をいいます。

※ 100人超事業主が年度の中途中に事業を開始・廃止した場合等の取扱い事例は次頁をご覧ください。

年度の中途中に事業を開始・廃止した場合等の取扱い事例（100人超事業主）

P58〔表1〕又は〔表2〕に該当する事業主のみ、申告申請することになります。

事例（1）新たに事業を開始した場合

A事業主が6月1日に事業を開始した。

→ 事業を開始した日の属する月の翌月以降（7月～翌年3月）分について、A事業主が翌年度の4月1日から5月15日までに申告申請をすることになります。

事例（2）事業を廃止した場合

B事業主が12月15日に事業を廃止した。

→ 事業を廃止した日の属する月の前月まで（4月～11月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、B事業主が申告申請をすることになります。

事例（3）法人である事業主が合併された場合

① C事業主が4月1日にD事業主に吸収合併された。

→ C事業主は4月1日に事業を廃止したものとみなして、C事業主の合併された日の属する月の前月まで（前年度4月～3月）分について、法定期限内にD事業主が申告申請することになります。

② E事業主及びF事業主が8月15日に合併し、新たにG法人を設立した。

→ E事業主とF事業主はそれぞれ8月15日に事業を廃止したものとみなして、E事業主及びF事業主の合併された日の属する月の前月まで（4月～7月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、G事業主が申告申請をすることになります。

また、G事業主は合併された日の属する月の翌月以降（9月～翌年3月）分について、翌年度に申告申請をすることになります。

③ I事業主が10月1日付けで準備会社として新規設立された。その後H事業主が2月1日にI事業主に吸収合併された。

→ H事業主は2月1日に事業を廃止したとみなして、H事業主の合併された日の属する月の前月まで（前年4月～1月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、I事業主が申告申請することになります。なお、I事業主については、新規設立した翌月の11月から翌年3月までの5ヶ月間に常用雇用労働者の総数が100人を超える月が2ヶ月以上ある場合に申告申請が必要となります。

事例（4）個人である事業主が事業の全部を相続した場合

J事業主が9月20日にK事業主へ相続した。

→ 被相続人J事業主は9月20日に事業を廃止したものとみなして、相続された日の属する月の前月まで（4月～8月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、相続人K事業主が申告申請をすることになります。

事例（5）事業の全部を譲り渡した場合

L事業主が10月5日に事業の全部をM事業主に譲り渡した。

① → L事業主が事業を廃止しない限り、L事業主が翌年度に申告申請をすることになります。M事業主も同様に翌年度申告申請することになります。

② → 事業の全部を譲り渡した日以降の11月10日にL事業主が事業を廃止したときは、L事業主の事業を廃止した日の属する月の前月まで（4月～10月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、L事業主が申告申請をすることになります。M事業主は11月からのL事業主の譲渡分も含め翌年度に申告申請することになります。

| 事例 | 申告申請を行う事業主 | 申告申請の対象及び対象月 | | 申告申請期限 |
|-----|------------|----------------|------------------------|-------------------|
| (1) | A事業主 | A事業主分 | 7月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から5月15日まで |
| (2) | B事業主 | B事業主分 | 4月～11月 | 12月15日から45日以内 |
| (3) | ① D事業主 | C事業主分 | 前年度4月～3月 | 4月1日から5月15日まで |
| | | D事業主分 | 4月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から5月15日まで |
| (3) | ② G事業主 | E事業主分 F事業主分 | 4月～7月 | 8月15日から45日以内 |
| | | G事業主分 | 9月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から5月15日まで |
| (4) | ③ I事業主 | H事業主分 | 前年4月～1月 | 2月1日から45日以内 |
| | | I事業主分 | 11月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から5月15日まで |
| (4) | K事業主 | J事業主分 | 4月～8月 | 9月20日から45日以内 |
| | | K事業主分 | 4月～翌年3月 (9月～相続分含む) | 翌年度の4月1日から5月15日まで |
| (5) | ① L事業主 | L事業主分 | 4月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から5月15日まで |
| | | M事業主分 | 4月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から5月15日まで |
| | ② M事業主 | L事業主分 | 4月～10月 | 11月10日から45日以内 |
| | | M事業主分 | 4月～翌年3月 (11月～譲渡分含む) | 翌年度の4月1日から5月15日まで |

※ 100人以下事業主の場合

〔表3〕 年度の中途中に事業を開始した場合の報奨金等の申請の基準

| 事業を開始した月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------------------|--------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|----|-----|
| ① 申請の対象となる月 | 5月～3月 | 6月～3月 | 7月～3月 | 8月～3月 | 9月～3月 | 10月～3月 | 11月～3月 | 12月～3月 | 1月～3月 | 2月～3月 | 3月 | 対象外 |
| ② ①のうち、常用雇用労働者の総数が100人以下の月数の基準 | 8か月以上 | 7か月以上 | 6か月以上 | 5か月以上 | 4か月以上 | 3か月以上 | 2か月以上 | 1か月 | | | | |
| 報奨金等の申請期限 | 事業を開始した翌年度の4月1日から7月31日まで | | | | | | | | | | | |

※ 報奨金等：報奨金、特例報奨金及び特例給付金をいいます。

〔表4〕 年度の中途中に事業を廃止した場合の報奨金等の申請の基準

| 事業を廃止した月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------------------|--|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| ① 申請の対象となる月 | 対象外 | 4月 | 4月～5月 | 4月～6月 | 4月～7月 | 4月～8月 | 4月～9月 | 4月～10月 | 4月～11月 | 4月～12月 | 4月～1月 | 4月～2月 |
| ② ①のうち、常用雇用労働者の総数が100人以下の月数の基準 | | 1か月 | 2か月以上 | 3か月以上 | 4か月以上 | 5か月以上 | 6か月以上 | 7か月以上 | 8か月以上 | | | |
| 報奨金等の申請期限 | 事業を廃止した日から45日以内 ※ 45日を過ぎると当該年度の報奨金等の支給申請はできません。 | | | | | | | | | | | |
| 報奨金等の支給 | 申請を受理した日から3か月以内に支給します。 | | | | | | | | | | | |

※ 報奨金等：報奨金、特例報奨金及び特例給付金をいいます。

※ 100人以下事業主が年度の中途中に事業を開始・廃止した場合等の取り扱い事例は次頁をご覧ください。

年度の中途中に事業を開始・廃止した場合等の取扱い事例（100人以下事業主）

P12(4)の要件及びP60〔表3〕又は〔表4〕の「報奨金等の申請の基準」に該当する事業主のみ、申請をすることになります。

事例（6）新たに事業を開始した場合

A事業主が6月1日に事業を開始した。

→ 事業を開始した日の属する月の翌月以降（7月～翌年3月）分について、A事業主が翌年度の4月1日から7月31日までに申請をすることになります。

事例（7）事業を廃止した場合

B事業主が12月15日に事業を廃止した。

→ 事業を廃止した日の属する月の前月まで（4月～11月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、B事業主が申請をすることになります。

事例（8）法人である事業主が合併された日

① C事業主が4月1日にD事業主に吸収合併された。

→ C事業主は4月1日に事業を廃止したものとみなして、C事業主の合併された日の属する月の前月まで（前年度4月～3月）分について、法定期限内にD事業主が申請することになります。

② E事業主及びF事業主が8月15日に合併し、新たにG法人を設立した。

→ E事業主及びF事業主がそれぞれ8月15日に事業を廃止したものとみなして、E事業主及びF事業主の合併された日の属する月の前月まで（4月～7月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、G事業主が申請することになります。

また、G事業主は合併された日の属する月の翌月以降（9月～翌年3月）分について、翌年度に申請をすることになります。

事例（9）個人である事業主が事業の全部を相続した場合

J事業主が9月20日にK事業主へ相続した。

→ 被相続人J事業主は9月20日に事業を廃止したものとみなして、相続された日の属する月の前月まで（4月～8月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、相続人K事業主が申請をすることになります。

事例（10）事業の全部を譲り渡した場合

L事業主が10月5日に事業の全部をM事業主に譲り渡した。

① → L事業主が事業を廃止しない限り、L事業主が翌年度に申請することになります。M事業主も同様に翌年度申請することになります。

② → 事業の全部を譲り渡した日以降の11月10日にL事業主が事業を廃止したときは、L事業主の事業を廃止した日の属する月の前月まで（4月～10月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、L事業主が申請をすることになります。M事業主は11月からのL事業主の譲渡分も含め翌年度に申請することになります。

| 事例 | | 申請を行う事業主 | 申請の対象及び対象月 | 申請期限 |
|------|---|----------|---------------------------------|-------------------|
| (6) | | A事業主 | A事業主分 7月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から7月31日まで |
| (7) | | B事業主 | B事業主分 4月～11月 | 12月15日から45日以内 |
| (8) | ① | D事業主 | C事業主分 前年度4月～3月 | 4月1日から7月31日まで |
| | | | D事業主分 4月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から7月31日まで |
| | ② | G事業主 | E事業主分 F事業主分 4月～7月 | 8月15日から45日以内 |
| | | | G事業主分 9月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から7月31日まで |
| (9) | | K事業主 | J事業主分 4月～8月 | 9月20日から45日以内 |
| | | | K事業主分 4月～翌年3月 (9月～相続分含む) | 翌年度の4月1日から7月31日まで |
| (10) | ① | L事業主 | L事業主分 4月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から7月31日まで |
| | | M事業主 | M事業主分 4月～翌年3月 | 翌年度の4月1日から7月31日まで |
| | ② | L事業主 | L事業主分 4月～10月 | 11月10日から45日以内 |
| | | M事業主 | M事業主分 4月～翌年3月 (11月～譲渡分含む) | 翌年度の4月1日から7月31日まで |